

特殊肥料生産の手引き

山形県農林水産部

令和4年3月

【問合せ】農業技術環境課 生産環境担当

山形県山形市松波二丁目8番1号

Tel : 023-630-2481 Fax : 023-630-2456

目次

I	特殊肥料について	1
II	特殊肥料の生産・販売の届出と提出書類	5
III	「堆肥」「動物の排せつ物」の表示例	7
IV	混合特殊肥料について	11
V	「堆肥」「動物の排せつ物」「混合特殊肥料」以外の特殊肥料の表示例	12
VI	特殊肥料生産時の遵守事項	13

届出様式等

1	特殊肥料生産業者届出書	16
1-2	特殊肥料生産工程概要図	18
3	特殊肥料生産業者届出事項変更届出書	19
4	特殊肥料販売業務開始届出書	21
5	肥料販売業務開始届出事項変更届出	23
6	肥料販売業務廃止届出書	24

I 特殊肥料について

1 肥料の定義

肥料の品質の確保等の法律では、以下のとおり定義されています。

- ・植物の栄養とするため、土地に施用するもの。
- ・植物の栄養とするため、植物の葉などに施用するもの。
- ・植物の栽培に役立つよう、土壌に化学的変化をおこさせるため、土地に施用するもの。

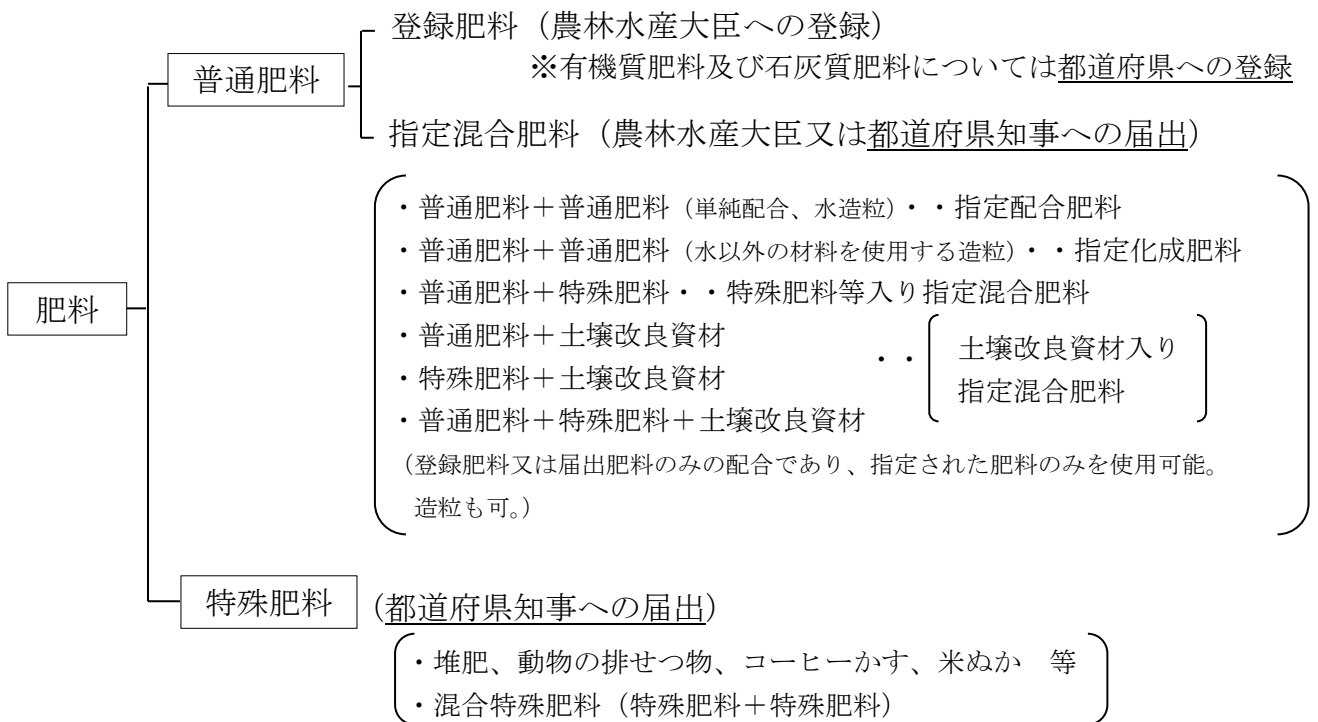
2 肥料の種類

○特殊肥料

「米ぬか」「魚かす」「堆肥」等、農林水産大臣が指定したもので、公定規格が定められていないもの。生産にあたっては、都道府県知事への届出が必要です。

○普通肥料

特殊肥料以外の肥料で、含有すべき主成分の最小量や含有が許される有害成分の最大量等について、公定規格で定められているもの。生産にあたっては、農林水産大臣への登録又は届出が必要です。



3 特殊肥料の種類

＜特殊肥料等の指定（施行 昭和 25 年 6 月 20 日農林省告示第 177 号、最終改正 令和 3 年 6 月 14 日）＞

○肥料の品質の確保等に関する法律第二条第二項の特殊肥料

(イ) 下記に掲げる肥料で粉末にしないもの

- (1) 魚かす（魚荒かすを含む。以下同じ。）
- (2) 干魚肥料
- (3) 干蚕蛹
- (4) 甲殻類質肥料
- (5) 蒸製骨（脱こう骨を含み、牛、めん羊又は山羊（以下、「牛等」という。）由来の原料（牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下同じ。）を使用する場合にあつては肥料の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 64 号）別表第 1 号ホに規定するところにより牛、めん羊、山羊及び鹿による牛等由来の原料を使用して生産された肥料の摂取に起因して生ずるこれらの家畜の伝達性海綿状脳症の発生を予防するための措置（以下「管理措置」という。）が行われたものに限り、かつ、牛等の部位（牛等由来の原料のうち、肉（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である肉に限る。）、骨（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である骨に限る。）、皮、毛、角、蹄及び臓器（食用に供された後に、又は食用に供されずに肥料の原料として使用される食品である臓器に限る。）以外のものをいう。以下同じ）を原料とするものについては牛（月齢が 30 月以下の牛（出生の年月日から起算して 30 月を経過した日までのものをいう。）を除く。）の脊柱（背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。）及びと畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 14 条の検査を受けていない牛等の部位（以下「脊柱等」という。）が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
- (6) 蒸製てい角（牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものに限る。）
- (7) 肉かす（牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものに限り、かつ、牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
- (8) 羊毛くず（管理措置が行われたものに限る。）
- (9) 牛毛くず（管理措置が行われたものに限る。）
- (10) 粗砕石灰石

(ロ)

- (11) 米ぬか
- (12) 発酵米ぬか
- (13) 発酵かす（生産工程中に塩酸を使用しないしゅう油かすを除く。以下同じ。）
- (14) アミノ酸かす（廃糖蜜アルコール発酵濃縮廃液で処理したものを含み、遊離硫酸の含量 0.5 パーセント以上のものを除く。）
- (15) くず植物油かす及びその粉末（植物種子のくずを原料として使用した植物油かす及びその粉末をいう。）
- (16) 草本性植物種子皮殻油かす及びその粉末

- (17) 木の实油かす及びその粉末（カポック油かす及びその粉末を除く。以下同じ。）
- (18) コーヒーかす
- (19) くず大豆及びその粉末（くず大豆又は水ぬれ等により変質した大豆を加熱した後圧ぺんしたものと及びその粉末をいう。）
- (20) たばこくず肥料及びその粉末（変性しないたばこくず肥料粉末を除く。）
- (21) 乾燥藻及びその粉末
- (22) 落棉分離かす肥料
- (23) よもぎかす
- (24) 草木灰（じんかい灰を除く。）
- (25) くん炭肥料
- (26) 骨炭粉末（牛等由来の原料を使用する場合にあっては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
- (27) 骨灰（牛等由来の原料を使用する場合にあっては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
- (28) セラツクかす
- (29) にかわかす（オseinからゼラチンを抽出したかすを乾燥したものを除き、牛等由来の原料を使用する場合にあっては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛等の部位を原料とするものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
- (30) 魚鱗（蒸製魚鱗及びその粉末を除く。）
- (31) 家きん加工くず肥料（蒸製毛粉（羽を蒸製したものを含む。）を除く。）
- (32) 発酵乾ふん肥料（し尿を嫌気性発酵で処理して得られるものをいう。以下同じ。）
- (33) 人ふん尿（凝集を促進する材料（以下「凝集促進材」という。）又は悪臭を防止する材料（以下「悪臭防止材」という。）を加え、脱水又は乾燥したものを除く。）
- (34) 動物の排せつ物（凝集促進材（別表第一に掲げるものに限る。）を加えたものを含む。以下同じ。）
- (35) 動物の排せつ物の燃焼灰
- (36) 堆肥（わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）を堆積又は攪拌し、腐熟させたもの（尿素、硫酸アンモニアその他の腐熟を促進する材料を使用したものを含む。）をいい、牛等由来の原料を使用する場合にあっては管理措置が行われたものに限り、かつ、牛等の部位を使用するものについては脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものに限る。）
- (37) グアノ（窒素質グアノを除く。）
- (38) 発泡消火剤製造かす（てい角等を原料として消火剤を製造する際に生ずる残りかすをいい、牛等由来の原料を使用する場合にあっては、管理措置が行われたものに限る。）
- (39) 貝殻肥料（貝粉末及び貝灰を含む。）
- (40) 貝化石粉末（古代にせい息した貝類（ひとで類又はその他の水せい動物類が混在したものを含む。）が地中に埋没堆積し、風化又は化石化したものの粉末をいう。以下同じ。）
- (41) 製糖副産石灰

(42) 石灰処理肥料（果実加工かす、豆腐かす又は焼酎蒸留廃液を石灰で処理したものであつて、乾物1キログラムにつきアルカリ分含有量が250グラムを超えるものをいう。）

(43) 含鉄物（褐鉄鉱（沼鉄鉱を含む。）、鉱さい（主として鉄分の施用を目的とし、鉄分を百分の十以上含有するものに限る。）、鉄粉及び岩石の風化物で鉄分を百分の十以上含有するものをいう。以下同じ。）

(44) 微粉炭燃焼灰（火力発電所において微粉炭を燃焼する際に生ずるよう融された灰で煙道の気流中及び燃焼室の底の部分から採取されるものをいう。ただし、燃焼室の底の部分から採取されるものにあつては、3ミリメートルの網ふるいを全通するものに限る。以下同じ。）

(45) カルシウム肥料（主としてカルシウム分の施用を目的とし、葉面散布に用いるものに限る。）

(46) 石こう（りん酸を生産する際に副産されるものに限る。）

(ハ)

(47) 混合特殊肥料（専ら特殊肥料（肥料の品質の確保等に関する法律第二十二条第一項の規定による届出がされたものに限る。）が原料として配合される肥料（堆肥に該当するものを除き、別表第二*に掲げる材料を加えたものを含む。） *：工業用又は飼料用として供じられる肥料

別表第一

- 一 ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材
- 二 ポリアクリル酸ナトリウム系高分子凝集促進材
- 三 ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材
- 四 ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材
- 五 ポリアミジン系高分子凝集促進材
- 六 アルミニウム系無機凝集促進材
- 七 鉄系無機凝集促進材

II 特殊肥料の生産・販売の届出と提出書類

1 特殊肥料の生産・販売にあたって

特殊肥料を生産し、他者へ販売又は無償で譲渡する場合は、生産する事業場を管轄する都道府県知事に届出を行う必要があります。

2 新規の生産・販売の届出

(1) 提出書類

提出書類		備考
必須	1 特殊肥料生産業者届出書	p16～17 参照。
	2 生産工程概要図	p18 参照。原材料や配合割合が分かるもの。
	3 (法人の場合) 登記事項証明書等	「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」※原本の写し可
	(個人の場合) 本人確認書類	任意組織は代表者の本人確認書類。 住民票や運転免許証等 ※原本の写し可
販売する場合：肥料販売業務開始届出書		p21～22 参照。

※その他に原材料の説明資料や肥料成分分析証明書等をお願いする場合があります。

(2) 提出期限 生産を開始する 1週間前まで

(3) 提出先 山形県農林水産部農業技術環境課 生産環境担当

3 届出事項の変更の届出

以下のような変更が生じてから 2週間以内に届出が必要です。(届出様式は p19, 23 参照)

(1) 代表者の変更等

① 法人の場合

「変更届出書」と変更後の「登記事項証明書等」を提出してください。

② 法人格のない任意組織の場合

「廃止届出書」を提出し、新たな代表者名の「開始届出書」と「本人確認書類」を提出してください。

③ 個人から法人又は任意組織になった場合

個人として「廃止届出書」を提出し、新規に「開始届出書」と「登記事項証明書等」(法人の場合)又は「本人確認書類」(任意組織)を提出してください。

(2) 住所(届出人、生産する事業場、保管する施設)の変更

「変更届出書」を提出してください。

(3) 生産工程や原材料、肥料の名称の変更

「変更届出書」を提出してください。

※大幅な変更の場合は、新規の肥料として届出の提出が必要になる場合があります。

4 「堆肥」又は「動物の排せつ物」を生産・販売する場合の留意事項

特殊肥料のうち、「堆肥」又は「動物の排せつ物」を生産・販売する場合、使用する原料によっては手続きが異なる場合があります。下表の原料に留意してください。

原料	注意点
汚泥	<p>汚泥^(※)を使用すると「堆肥」ではなく「汚泥肥料」となり、農林水産大臣の登録が必要となるほか、有機農産物にも利用できない資材となります。</p> <p>※汚泥とは、下水道の終末処理施設、し尿処理施設又は工場の排水処理施設等から生じた汚泥のことをいいます。</p>
魚介類の臓器	<p>魚介類の内臓（イカの内臓、ホタテのウロなども含む）を使用すると「水産副産物発酵肥料」として登録が必要になります。</p>
尿素や硫安等	<p>尿素や硫安等は、腐熟促進材として「堆肥」に使用することはできませんが、有機農産物に利用できない資材となります。また、腐熟促進材としての役割を超えて使用した場合には、普通肥料として登録が必要になります。</p>
凝集促進材	<p><u>指定された凝集促進材^(※)</u>を使用した家畜ふんを原料とする肥料は、堆肥等の特殊肥料として生産・販売できます。</p> <p>指定外の凝集促進材を使用した場合は、普通肥料として国への登録が必要となります。</p> <p>※「特殊肥料等の指定」別表第一（p 4）を参照。</p>
動物由来の肉や皮等	<ul style="list-style-type: none"> ・牛の脊柱が混入しない生産工程の確認（大臣確認） ・反芻動物由来の原料が混入しない生産工程の確認（FAMIC理事長確認） ・管理措置等の実施 <p>などの手続きが必要です。</p>

また、法令に沿って正しく表示する必要があります。表示に誤りがあった場合、法令違反となり、製品の自主回収や出荷停止などの措置がとられる場合がありますので、以下の点を必ず確認してください。

- ・原料や生産工程を変更した場合 ⇒ 主成分の含有量等の表示を更新しているか
- ・銅・亜鉛・石灰について ⇒ 含有量が基準を上回る場合、表示しているか
- ・腐熟促進材を使用している場合 ⇒ 材料の名称を表示しているか
- ・動物由来原料を使用している場合 ⇒ 必要な注意事項を表示しているか

Ⅲ 「堆肥」「動物の排せつ物」の表示例

品質表示を行うことが政令で定められている「堆肥」「動物の排せつ物」「混合特殊肥料」については、特殊肥料の品質表示基準に基づき、品質表示が必要です。下の記載例を参考表示して下さい。なお、定められた事項以外は、この枠内に記載することはできません。

肥料の品質の確保等に関する法律 に基づく表示	
①・・・	肥料の名称 山形たいひパワー
①・・・	肥料の種類 堆肥
②・・・	届出をした都道府県 山形県
③・・・	表示者の氏名または名称及び住所 有限会社 山形〇〇 山形県山形市松波二丁目8番1号
④・・・	正味重量 25キログラム
⑤・・・	生産した年月 令和4年2月
⑥・・・	原料 牛ふん、もみ殻、稲わら 備考:1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。 2 腐熟を促進するために尿素を使用したものである。
⑦・・・	主成分の含有量等 窒素全量 1.8% りん酸全量 2.0% 加里全量 1.0% 炭素窒素比 30

【⑦補足】

令和3年12月の法改正により「主要な成分」から「主成分」に記載が改められました。

なお、従前の記載についても当面は経過措置が認められます。

①肥料の名称、肥料の種類

「特殊肥料生産業者届出書」で届け出たとおりに記載します。

②届出をした都道府県

届出を行った都道府県を記載します。

③表示者の氏名または名称及び住所

肥料を生産した場合：生産業者が表示者となり、「特殊肥料生産業者届出書」で届け出たとおりに記載します。

肥料を輸入した場合：輸入業者が表示者となり、「特殊肥料輸入業者届出書」で届け出たとおりに記載します。

肥料袋の開封、詰替え等を行った場合：販売業者が表示者となり、「肥料販売業務開始届出書」で届け出たとおりに記載します。

④正味重量

キログラム単位で記載します（容積量リットルを併記可能）。

※容積量リットル単位だけの表示は不十分です。

⑤生産した年月

次のいずれかにより記載します。 令和3年2月／3.2／2021.2

⑥原料（下記の記載例を参照）

- 原料名は「牛ふん」「もみがら」など、最も一般的な名称を記載します。ただし、原料に「堆肥」、「動物の排せつ物」、「混合特殊肥料」を使用した場合は「堆肥」、「動物の排せつ物」、「混合特殊肥料」とは記載せず、その原料をもっとも一般的な名称で記載します。

原料の備考欄

- 生産にあたって使用された重量の大きい原料から順に記載し、記載例のように備考欄に明記してください。（備考：1）
- 生産にあたって動物由来たん白質が使用されたものについては、区分に応じて、記載例のように記載してください。（備考：2）
- 生産にあたって腐熟を促進する材料を使用した場合は、記載例のように明記してください。（備考：3）
- 生産にあたって摂取の防止に効果があると認められる材料を使用した場合は、記載例のように、材料の名称及び使用量を明記してください。（備考：4）

備考欄記載例

原料

牛ふん、鶏ふん、肉骨粉、わら類、樹皮、骨炭粉末

備考:1 生産に当たって使用された重量の大きい順である。

2 (牛等由来の原料を含まない場合)

この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用してください。

(牛等由来の原料を含む場合)

又は原料事情等により含む可能性がある場合)

この肥料には、牛等由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないでください。

3 腐熟を促進するために尿素を使用したものである。

4 牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために消石灰を5%使用したものである。

⑦主要な成分の含有量等

- ・独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が定める肥料等試験法に基づく分析方法により、下記について分析を行ってください。
- ・●印が付いた項目は必須項目です。
- ・現物当たりでの表示となります。（乾物当たりで表示する場合、水分含有量の表示が必要。）

分析項目	表示単位	備考
●窒素全量	%（小数点以下第1位）	現物当たりの含有量が0.5%未満の場合は、「0.5%未満」と記載することが可能。
●りん酸全量		
●加里全量		
銅全量	mg/kg（整数）	【豚ふんを原料として使用する肥料】 現物当たり 300mg/kg 以上含有する場合は表示。
亜鉛全量	mg/kg（整数）	【豚ふん又は鶏ふんを原料として使用する肥料】 現物当たり 900mg/kg 以上含有する場合は表示。
石灰全量	%（小数点以下第1位）	【石灰を原料として使用する肥料】 現物当たり 150g/kg 以上含有する場合は表示。
●炭素窒素比	整数	
水分含有量	%（小数点以下第1位）	乾物当たりで表示する場合は表示。

以下の分析項目について、一定量以上を含有する場合に限り表示が可能です。

分析項目	表示単位	表示できる含有量 （現物当たり）
アンモニア性窒素・硝酸性窒素 く溶性りん酸・可溶性りん酸・水溶性りん酸 く溶性加里・水溶性加里	% （小数点以下第1位）	1%以上
アルカリ分、可溶性けい酸・水溶性けい酸		5%以上
可溶性苦土・く溶性苦土・水溶性苦土		1%以上
可溶性マンガン・く溶性マンガン・水溶性マンガン	% （同第2位）	0.1%以上
く溶性ほう素・水溶性ほう素	% （同第3位）	0.05%以上

※誤差の許容範囲は別表のとおりです。

(別表)

分析項目	誤差の許容範囲
窒素全量 アンモニア性窒素、硝酸性窒素 りん酸全量 く溶性りん酸、可溶性りん酸、水溶性りん酸 加里全量 く溶性加里、水溶性加里 アルカリ分 可溶性けい酸、水溶性けい酸 可溶性苦土、く溶性苦土、水溶性苦土	○表示値が1.5%未満の場合：(表示値)±0.3% 例:1.2%の場合、1.2%±0.3%⇒0.9~1.5% ○表示値が1.5%以上5%未満の場合：表示値の±20% 例:3.0%の場合、3.0%×80%~120%⇒2.4~3.6% ○表示値が5%以上10%未満の場合：(表示値)±1% 例:9.0%の場合、9.0%±1%⇒8.0~10.0% ○表示値が10%以上の場合：表示値の±10% 例:12.0%の場合、12.0%×90%~110%⇒10.8~13.2%
銅全量 亜鉛全量 炭素窒素比 可溶性マンガン、く溶性マンガン、水溶性マンガン く溶性ほう素、水溶性ほう素	表示値の±30% 例:炭素窒素比25の場合 25×70%~130%⇒17.5%×32.5%
石灰全量 水分含有量	表示値の±20% 例:石灰全量18.0%の場合 18.0%×80%~120%⇒14.4~21.6%

⑨表示方法

以下のとおり表示します。

肥料を袋や容器に入れる場合	外面の見やすい箇所に印刷するか、表示事項を記載した書面を袋や容器から容易に離れない方法(例:シール貼付けなど)で付す。
バラの場合	肥料の受け渡しの際、表示事項を記載した書面を相手方に渡す。

- ・ 枠内には、決められた表示事項以外は記載できません。
- ・ 表示に用いる文字及び数字は、日本産業規格 Z 8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさとし、かつ、消費者の見やすい書体とする。なお、肥料の正味重量が 6 キログラム未満の場合は適宜となります。
- ・ 表示に用いる文字及び数字の色は、背景の色と対照的な色としてください。

IV 混合特殊肥料について

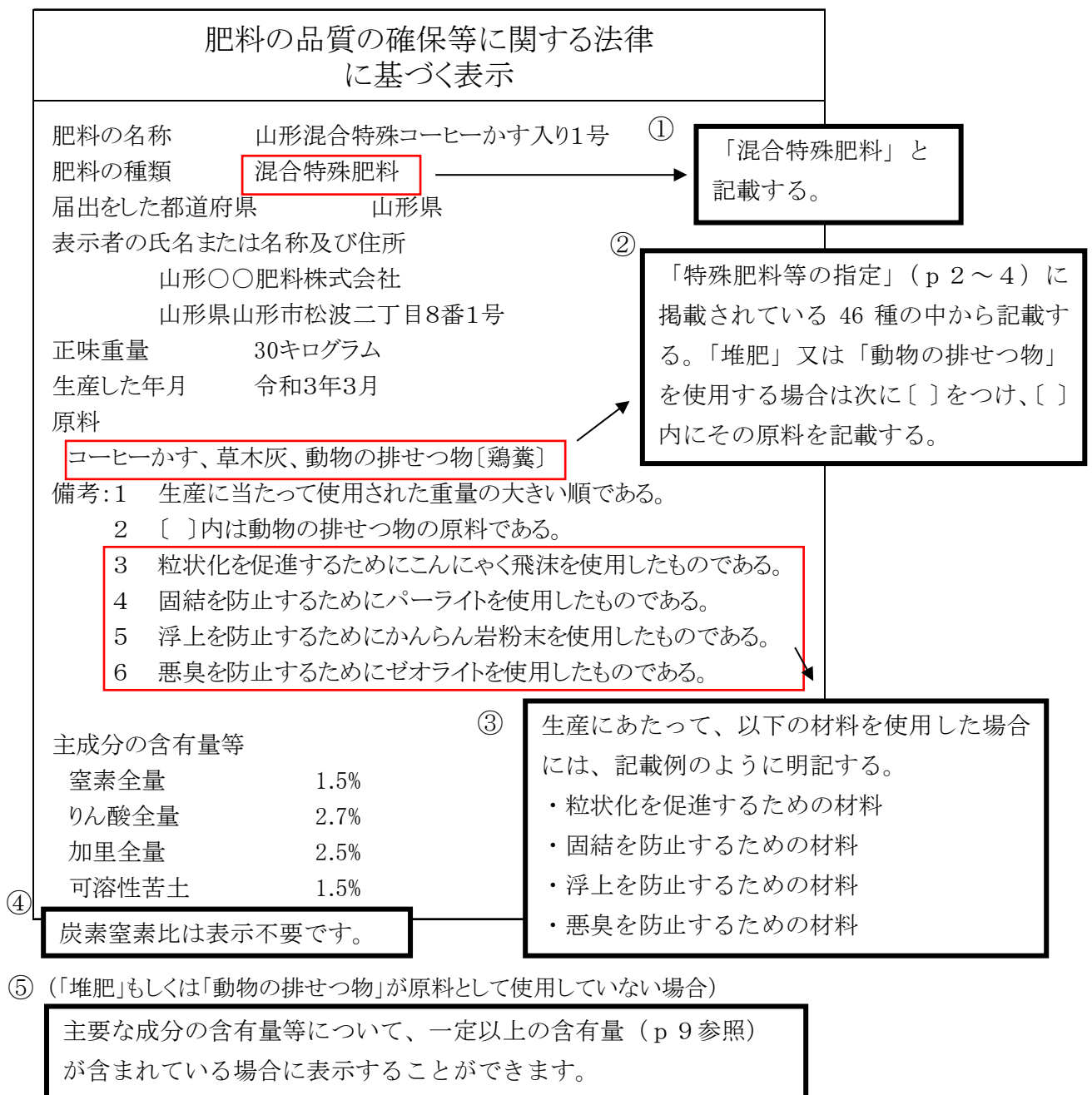
令和2年12月より、特殊肥料（届出されたものに限る。）同士を配合し、「混合特殊肥料」※として生産することが可能になりました。

「混合特殊肥料」を生産するには、生産する都道府県へ届出を行う必要があります。

※混合特殊肥料にならない場合：特殊肥料同士を配合した肥料のうち、堆肥及びと同一の種類の特殊肥料を配合したものについては混合特殊肥料となりません。

<表示について>

原則は前述の特殊肥料と同じですが、下記①～⑤が主な違いとなります。



V 「堆肥」「動物の排せつ物」「混合特殊肥料」以外の特殊肥料の表示例

特殊肥料	
肥料の種類	米ぬか
肥料の名称	米ぬかパワー
届出を受理した都道府県	山形県
原料	米ぬか
正味重量	20キログラム
生産した年月	令和3年1月
生産業者の氏名又は名称及び住所	株式会社 ○○ヤマガタ 山形県山形市松波二丁目8番1号
販売業者の氏名又は名称及び住所	有限会社 山形△△ 山形県山形市□□町××丁目・・

○肥料の種類

「特殊肥料生産業者届出書」で届け出たとおりに、「特殊肥料等の指定」(p 2～4)の中から記載してください。

○販売業者の氏名または名称及び住所

販売業者が表示する場合に限り、「販売業者の氏名又は名称及び住所」の欄を設け、「肥料販売業務開始届出書」で届け出たとおりに記載することができます。

○表示方法

以下のとおり表示します。

肥料を袋や容器に入れる場合	外面の見やすい箇所に印刷するか、表示事項を記載した書面を袋や容器から容易に離れない方法(例：シール貼付けなど)で付す。
バラの場合	肥料の受け渡しの際、表示事項を記載した書面を相手方に渡す。

- ・ 枠内には、決められた表示事項以外は記載できません。
- ・ 表示に用いる文字及び数字は、日本産業規格 Z 8305 に規定する 8 ポイント以上の大きさとし、かつ、消費者の見やすい書体とする。なお、肥料の正味重量が 6 キログラム未満の場合は適宜となります。
- ・ 表示に用いる文字及び数字の色は、背景の色と対照的な色としてください。

VI 特殊肥料生産時の遵守事項

○変更・廃止に係る届出（法第 22 条第 2 項）

届出事項に変更が生じた、あるいは生産事業を廃止した場合は、事案が生じてから2週間以内に、「特殊肥料生産業者届出事項変更届出書」（変更に関して）あるいは「特殊肥料生産事業廃止届出書」（廃止に関して）を届出してください。

○特殊肥料の表示基準（法第 22 条の 2）

前頁までの表示例を参考に、生産（輸入、販売）する肥料の種類に応じた適切な表示を行ってください。

表示する主要な成分含有量等については、原料や季節により変動すると思われます。定期的に分析を実施し、実際の含有量との乖離がないように表示を行ってください。

○異物混入の禁止（法第 25 条）

品質が低下するような異物を混入してはいけません。

○虚偽の宣伝等の禁止（法第 26 条）

主成分の含有量、効果、原料、又は生産の方法に関して虚偽の宣伝をしたり、誤解を生じる恐れのある名称を用いてはいけません。

○帳簿の備付（法第 27 条）

肥料を購入・生産・販売等したときは、その都度、その名称、数量、年月日及び販売先の氏名又は名称を記載するとともに、2年間保存しなければいけません。

○肥料生産数量の報告（山形県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則第 8 条）

県からの通知に基づき、所定の様式により、肥料の銘柄ごとに年間生産量（1月～12月）を報告してください。

○立入検査等の実施（法第 30 条）

肥料の品質の確保等に関する法律の適正な実施のため、国や都道府県は検査員に対し、肥料の生産事業者立ち入り、帳簿等の書類の検査や分析用肥料の収去を実施させることができます。

山形県でも肥料の立入検査を毎年実施しております。
生産規模に関わらず、生産事業者全てが検査対象です。
検査対象となった場合にはご協力をお願いします。

参考：肥料法の改正について

令和2年12月、令和3年12月に肥料法が改正されました。このうち、特殊肥料の生産、輸入、販売に関係し、特に留意が必要なのは以下の点です。

○ 原料等の虚偽宣伝等が禁止

これまでも主成分の含有量の虚偽宣伝は禁止されていましたが、使用原料や生産方法等についての虚偽宣伝、誤解を生じるおそれのある名称の使用についても禁止されました。

○虚偽宣伝の例

- ・尿素有原料に使用していながら「有機由来100%」と偽って宣伝。
- ・使用していない原材料を使用したと偽って宣伝。

○ 「堆肥」「動物の排せつ物」「混合特殊肥料」に原料帳簿の備付けが義務化

原料表示が適正である根拠として、生産業者・輸入業者が原料帳簿を記載し、備付け、2年間保管することが義務化されました。なお、「堆肥」「動物の排せつ物」のうち、自ら飼養した家畜の排せつ物が主な原料となるものについては義務化の対象外となります。

帳簿の様式は自由（原料の仕入伝票等の活用も可）ですが、

①使用原料の種類（名称） ②使用量 ③入手先 が記載されていることが必要です。

○ 表示違反の罰則対象が拡大

BSEの発生防止に係る施用上の注意等の表示（動物又は牛等由来たんぱく質に係る表示 p.8参照）についても、違反した場合、行政処分や罰則の対象となります。

チラシ

山形たいひスーパー

この肥料1袋の中には次の成分が含まれています。
チッソ〇〇kg リンサン〇〇kg カリ〇〇kg

尿素有使用しているにもかかわらず有機100%と偽って記載

<特徴>

- ・この肥料は、**有機由来100%**の肥料です。
- ・牛、めん羊、山羊及び鹿による摂取を防止するために**消石灰を5%**使用しています。

原料帳簿

肥料の名称	山形たいひスーパー	
生産年月	令和4年3月	
使用したものの名称	使用量	購入元
牛ふん	200kg	〇〇畜産
牛ふん	200kg	××牧場
肉骨粉	100kg	△△食品
もみ殻	400kg	□□農園
尿素	20kg	●●商事

使用していない材料を偽って記載
 ※原料帳簿に記録がなければ使用していないと判断されます

届出様式等

<押印の廃止>

「押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係告示の一部を改正する告示」により、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則の一部が改正されました。これに伴い、届出に係る全ての書類について、押印が不要になりました。

特殊肥料生産業者届出書

年 月 日

山形県知事 殿

住 所：

氏 名：

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電 話：

F A X：

下記により特殊肥料を生産したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第 22 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所

(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

2 肥料の種類

3 肥料の名称

4 生産する事業場の名称及び所在地

5 保管する施設の所在地

※この欄は記入しないでください

行政庁記入欄	
受理印	
届出 番号	特殊肥料生産業者 山形県第 号

記載例

特殊肥料生産業者届出書

令和3年3月3日

山形県知事 殿

住 所：〒990-8570

山形市松波二丁目8番1号

法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記入します。

氏 名：山形 太郎

電 話：023-630-2481

F A X：023-630-2456

押印は不要です。

下記により特殊肥料を生産したいので、肥料の品質の確保等に関する法律第22条第1項の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所

山形太郎

山形市松波二丁目8番1号

法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入します。

2 肥料の種類

堆肥

p2～4より、該当する肥料を選択してください。
判断が難しい場合は、担当まで問い合わせてください。

3 肥料の名称

山形たい肥

4 生産する事業場の名称及び所在地

〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目19-68

5 保管する施設の所在地

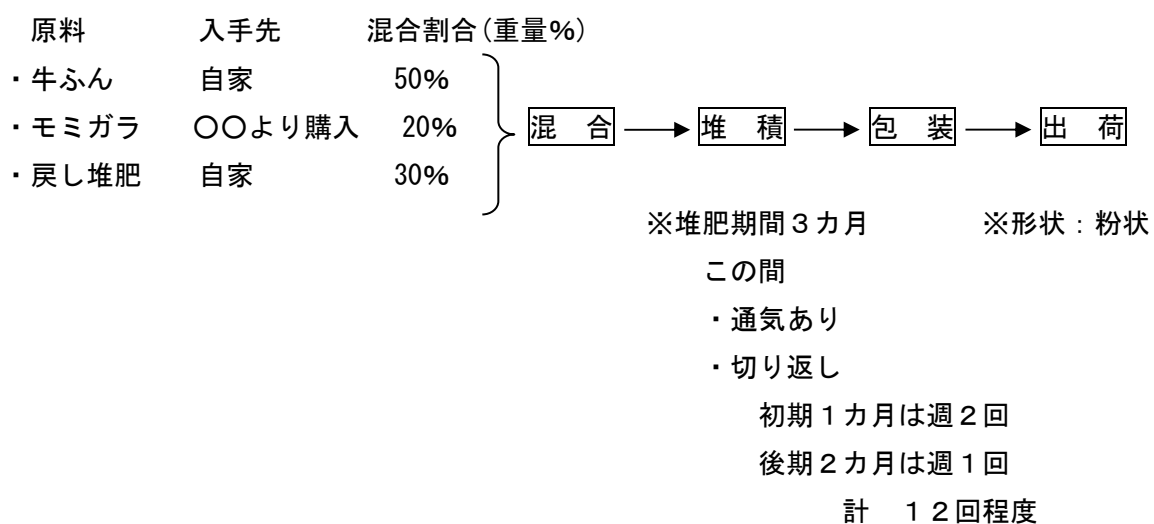
〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目19-68

※届出事項に変更を生じたときは、その日から2週間以内に、その旨を県知事に届出なければなりません。また、事業を廃止したときも同様とします。

特殊肥料生産工程概要図（任意様式）

記載例

肥料の名称：山形たい肥



※「特殊肥料生産業者届出書」に記載された「肥料の種類」が適切か、追加の確認事項はないかを判断するためのものです。原料、混合割合、生産工程について記載して下さい。

特殊肥料生産業者届出事項変更届出書

年 月 日

山形県知事 殿

住 所：
氏 名：
（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
電 話：
F A X：

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第22条の第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第2項の規定により届け出ます。

記

1 変更した年月日

2 変更した事項

(旧)

(新)

3 変更した理由

特殊肥料生産事業廃止届出書

年 月 日

山形県知事 殿

住 所：
氏 名：
（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
電 話：
F A X：

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第22条の第1項の規定により届け出た特殊肥料の生産事業を下記のとおり廃止したので、同条第2項の規定により届け出ます。

記

1 廃止した年月日

2 生産していた特殊肥料の名称

肥料販売業務開始届出書

年 月 日

山形県知事 殿

住 所：

氏 名：

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電 話：

F A X：

下記のとおり肥料の販売業務を行いたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所

(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

2 販売業務を行う事業場の所在地

3 山形県内にある保管する施設の所在地

※この欄は記入しないでください。

行政庁記入欄	
受理印	
届出 番号	肥料販売業者 山形県第 号

記載例

肥料販売業務開始届出書

令和3年3月3日

山形県知事 殿

法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記入します。

住所：〒990-8570
山形市松波二丁目8番1号
氏名：山形 太郎
電話：023-630-2481
FAX：023-630-2456

押印は不要です。

下記のとおり肥料の販売業務を行いたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所

山形太郎
山形市松波二丁目8番1号

法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入します。

2 販売業務を行う事業場の所在地

〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目19-68

3 山形県内にある保管する施設の所在地

〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目19-68

※届出事項に変更を生じたときは、その日から2週間以内に、その旨を県知事に届出なければなりません。また、事業を廃止したときも同様とします。

肥料販売業務開始届出事項変更届出書

年 月 日

山形県知事 殿

住 所：
氏 名：
（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
電 話：
F A X：

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第23条第1項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更を生じたので、同条第2項の規定により届け出ます。

記

1 変更した年月日

2 変更した事項

(旧)

(新)

3 変更した理由

肥料販売業務廃止届出書

年 月 日

山形県知事 殿

住 所：

氏 名：

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電 話：

F A X：

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第23条の第1項の規定により届け出た肥料販売業務を 年 月 日に廃止したので、同条第2項の規定により届け出ます。